

条例等

対象 **私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園**

○荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年 12 月 16 日 条例第 24 号）

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）資料「令和 5 年度認可保育所等の指導監査講習会」P17、18

第 8 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として必要に応じ兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

（業務継続計画の策定等）資料「令和 5 年度認可保育所等の指導監査講習会」P12～P14

第 11 条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第 12 条、第 20 条及び第 20 条の 2 において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行うため、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）資料「令和 5 年度認可保育所等の指導監査講習会」P15

第 14 条 【略】

2 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～4 【略】

（非常災害対策）資料「令和 5 年度認可保育所等の指導監査講習会」P24～28

第 20 条 児童福祉施設（障害者入所施設等を除く。）は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

（安全計画の策定等）資料「令和 5 年度認可保育所等の指導監査講習会」P9～P11

第 20 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条にお

いて「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認) 資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P16

第20条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(職員) 資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P31～36

第43条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

○荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年6月30日 規則第32号)

(非常災害対策) 資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P24～28

第5条 条例第20条第2項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回実施しなければならない。

(保育所の職員) 資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P31～36

第16条 条例第43条第2項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

附則 資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P19、20、31～36

1～4 【略】

5 第16条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6～10 【略】

11 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をい

う。)が不足していることに鑑み、第 16 条本文の規定により算定した保育士の数が 1 人となる場合には、同条ただし書の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士 1 人に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を 1 人以上置かなければならない。

12 前項の事情に鑑み、第 16 条に規定する基準の適用については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

13 第 11 項の事情に鑑み、第 16 条に規定する基準の適用については、当分の間、保育所が 8 時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であって、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

14 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、附則第 5 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、第 16 条本文の規定により算定した保育士の数の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

○荒川区民間保育所設置認可等事務取扱要綱(令和 2 年 6 月 24 日制定(2 荒子保第 763 号))

(職員) 資料「令和 5 年度認可保育所等の指導監査講習会」P 3 1～3 6

第 6 条 職員の配置等については、次のとおりとする。

(1) 職員配置基準

ア 保育に直接従事する職員

(ア) 規則第 16 条に規定する保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数(以下「基準職員」という。)とすること。ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員(以下「利用定員」という。)の人数を法第 35 条第 4 項の認可において定められた定員と異なる人数とした場合は、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多いほうの員数を基準職員とする。(計算式)

規則第 16 条に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点 1 位(小数点 2 位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とすること。ただし、(ア)ただし書の規定により、利用定員について員数を算出する場合においては、利用定員を規則第 16 条に規定する児童の年齢別に当てはめた上で、上記の計算式により算出すること。

(イ) 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は次のとおりとする。

a 保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して(ア)に定める計算式により算定した数以上の数とすること。

b 常勤の保育士(法 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者又は規則附則第 5 項に定める者に限る。)が各組や各グループに一人以上(乳児を含む組やグループに係る(ア)と同様の方法により算定された保育士の数が二人以上の場合は、二人以上)配置されていること。

(ウ) 保育に直接従事する職員は、子供を長時間にわたって保育できる常勤の職員(各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び(1 年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)、労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 5 条第 1 項第 1 の 3 号により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であるものであって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上、常態的に勤務し、当該保育所(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。以下「常勤職員」という。)をもって確保することとする。ただし、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せ

ず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、規則第 16 条に規定する職員の一部に短時間勤務の職員(1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務の職員。以下同じ。)及びその他の常勤職員以外の職員を充てることができる。

ただし、この場合、常勤職員に代えて短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

また、この適用に当たっては、保育所保育指針による子供の発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

(エ) 規則附則第 11 項及び第 13 項に定める「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次の a から c までに掲げる者とする。

a 法第 7 条に規定する児童福祉施設等、法第 6 条の 3 第 8 項、第 10 項、第 12 項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱(平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号)に基づく認証保育所(以下「認証保育所」という。)又は自治体が独自に行う保育施設・事業であって当該地方公共団体が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して 1 年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者とする。

なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均 80 時間以上とする。

b 法第 6 条の 3 第 9 項に定める家庭的保育者

c 子育て支援員研修事業実施要綱(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号)に基づく子育て支援員研修(子育て支援員専門研修(地域保育コース)のうち選択科目を地域型保育とする研修)を修了した者(以下「子育て支援員研修修了者」という。)

(オ) 規則附則第 12 項を適用する場合、小学校教諭が行う保育は 5 歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は 3 歳以上児を対象とすること。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(カ) 規則附則第 13 項は、8 時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、(エ)に掲げるものを、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数を差し引いて得た数の範囲で適用することができるものとする。

(キ) 規則附則第 14 項に規定する保育士は、常勤であること。

(ク) 規則附則第 11 項に規定する区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに第 12 項及び第 13 項により保育士とみなされる者は、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。

(ケ) 過去 3 年以内に、法第 46 条第 3 項に基づく改善の勧告、改善の命令を受けた保育所は、規則附則第 11 項から第 13 項に掲げる特例を適用することができない。

(コ) 規則附則第 12 項及び第 13 項による特例を適用する事業者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努めること。

また、規則附則第 11 項及び第 13 項の適用を受ける者、及び第 12 項の適用を受ける者であって保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。

(サ) 留意すべき事項

a 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。

b 短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。

c 法第 48 条の 3 第 1 項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

イ 調理員

条例第 43 条の規定により調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成 10 年 2 月 18 日付児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知)に定めるところによること。

(2) 【略】

○荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月23日 条例第23号）

（非常災害対策）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P24～28

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

（安全計画の策定等）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P9～P11

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P16

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P17、18

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（衛生管理等）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P15

第14条 【略】

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうよう努めなければならない。

3～5 【略】

対象 **私立保育園 公設民営保育園 保育所型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業**

○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（防火管理者の責務）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P24～28

第三条の二 【略】

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3、4 【略】

○消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（防火対象物の点検及び報告）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P24～28

第四条の二の四 【略】

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 第二条の三第五項の甲種防火管理再講習の修了証の写し

一の二 第三条第一項、第三条の二第一項、第四条第一項、第四条の二第一項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

二 次項の報告書の写し

三 第四条の二の八第二項の申請書の写し

四 第四条の二の八第五項又は第六項の通知

五 第三十一条の三第一項の届出に係る書類の写し

六 第三十一条の三第四項の検査済証

七 第三十一条の六第三項の報告書の写し

八 防火管理に係る消防計画に基づき実施される次のイからリまでに掲げる状況を記載した書類

イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況

ロ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の状況

ハ 避難施設の維持管理の状況

ニ 防火上の構造の維持管理の状況

ホ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況

ヘ 防火管理上必要な教育の状況

ト 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の状況

チ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督の状況

リ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（強化地域に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）に

限る。)

九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表

十 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な書類

3～5 【略】

○水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）資料「令和5年度認可保育所等の指導監査講習会」P24～28

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。